

就学援助 新入学学用品費の入学前支給について

中間市教育委員会

中間市教育委員会では、経済的な理由から市内の小・中学校に通う児童・生徒の学用品費や給食費などの支払いにお困りのご家庭に対して、その費用の一部を援助する制度を設けています。

令和7年度の就学援助費のうち、入学に必要な「新入学学用品費」について、入学前（3月）支給を実施します。

よって、来年度小・中学校に入学する児童・生徒のいるご家庭については、「新入学学用品費」の申請を入学前に受付いたします。

希望される方は、下記により申請して下さい。

なお所得の審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
中学校に入学する方で、小学校で令和6年度就学援助の認定を受けている方も、申請が必要で
す。

※今回の申請は、就学援助費のうち、新入学学用品費の入学前支給に関してのみを対象としております。

新入学学用品費の入学前支給を申請することができる方

以下の三つの要件を全て満たす児童・生徒となります。

- ・ お子様が令和7年4月に中間市立小・中学校、福岡県立小・中学校に入学予定の方。
- ・ 申請時点で中間市に住民票があり、入学後も引き続き中間市に住民票がある予定の方。
- ・ 生活保護認定を受けていない方。

※新入学学用品費の入学前支給を受けたあと、令和7年4月に中間市立小・中学校に入学しなかった場合は、新入学学用品費を全額返還していただくこととなりますので、市外転出等の可能性がある場合は、入学前支給の申請を行わないでください。

申請期間

令和6年12月2日（月）～令和6年12月20日（金）

（土・日曜、祝日、学校閉庁日は除く）

入学前（3月）支給は、12月20日（金）までに申請書が受理され、書類の添付漏れや不備がない方を対象として審査を行い、認定となった方が対象となります。
（申請期間を過ぎたとき、また申請書類の不備や、証明書類の添付漏れ等がある場合は、入学前支給の対象とはなりません。）

裏面に続く

支給内容（新入学学用品費）（令和7年度入学予定の方）

対象学年	申請時期	支給時期	支給金額
新小学 1年生	令和6年12月2日～令和6年12月20日	令和7年3月下旬	54,060円
新中学 1年生	令和6年12月2日～令和6年12月20日	令和7年3月下旬	63,000円

申請手続きに必要なもの

次に掲げる書類を、保護者の方が直接、各小学校または教育委員会学校教育課に提出してください。郵送による申請は、受付けておりません。

【提出書類】※申請様式1は各小・中学校及び教育委員会にあります。

- ◆様式1 就学援助申請書（新入学学用品費、入学前支給用）
- ◆預金通帳等の銀行名、支店名、口座番号、口座名義が記載している箇所の写しの提出が必要です。
- ◆添付資料（下記申請理由の証明に要する書類）

※必ず保護者の方が自署での申請を行うようにしてください。

申請理由	申請理由の事情を証明する書類 <u>（写しても可）</u>
① 生活保護を停止または廃止され、なお経済的に非常に困っている世帯	生活保護廃止・停止通知書
② 令和6年度の市民税について、世帯全員が非課税	世帯全員の非課税証明書(※1)
③ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている世帯	児童扶養手当証書 (住所・氏名・有効期限の記載のあるもの)
④ 上記以外の経済的な理由から、児童・生徒の校納金の支払いに困っている。	令和6年度所得証明書(※1)
⑤ その他(※2)	

(※1)令和6年1月1日に中間市に住民票がある場合は、不要です。令和6年1月1日に中間市に住民票が無い場合は、令和6年1月1日に住民票を有していた市町村で、該当する必要添付書類を取得し、添付してください。同一世帯（同一生計）のうち、16歳以上の方（学生を除く）。

(※2)その他の申請理由については、家庭の生活状況、収入状況等を記入してください。

認定可否の通知

審査後に教育委員会から、保護者の方へ通知書を郵送します。（3月上旬頃を予定）

援助費の支給方法

新入学学用品費の入学前支給を保護者の方の口座へ振り込みます。

申請書の振込先口座を必ずご記入ください。

問い合わせ先 中間市教育委員会学校教育課

☎ (093) 246-6222 (直通)